

鳥取市緑の基本計画 (骨子案)

令和7年11月

鳥取市

目次

1. 基本的事項	3
(1) 計画改定の趣旨	3
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 対象期間	4
(4) 対象範囲	4
(5) 対象とする緑	5
(6) 緑の役割	5
2. 改定の方向性	6
(1) 改定の背景	6
(2) 現況の評価・検証	6
(3) 改定の方向性（見直しの視点）	8
3. 計画の基本方針	9
(1) テーマ	9
(2) 緑化重点地区	9
(3) 目標水準	9
4. 計画推進に向けた方針	10

1. 基本的事項

(1) 計画改定の趣旨

緑の基本計画とは、都市緑地法第 4 条に基づき「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定める計画です。

本市では、平成 21 年 4 月に「鳥取市緑の基本計画」を策定しましたが、この間の法改正や、緑を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、多様な視点から緑のあり方を検討することが必要となりました。

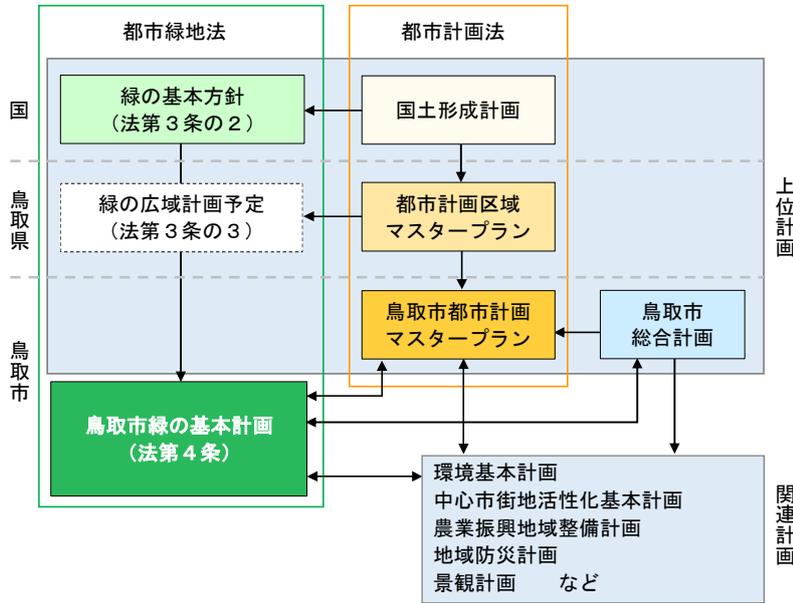
そこで、今後も緑豊かなまちづくりの実現を目指すため、「鳥取市緑の基本計画」を改定します。

○ 検討状況

時期	内容
令和 7 年 9 月 1 日	鳥取市緑の基本計画検討委員会委員委嘱 学識経験者、各種関係団体、市民を対象とした公募委員及び関係行政機関等で構成
令和 7 年 10 月 7 日	第 1 回鳥取市緑の基本計画検討委員会 前回計画の検証・評価、改定の方向性について説明
令和 7 年 10 月 24 日 ～令和 7 年 11 月 3 日	市民アンケート 市民 1,000 人を対象に、緑に対する意識や現行計画の満足度等の現状把握のため市民アンケートを実施
令和 7 年 11 月 19 日	第 2 回鳥取市緑の基本計画検討委員会 骨子案・市民アンケート実施結果について説明
令和 7 年 12 月 8 日(予定)	鳥取市議会 骨子案について報告
令和 7 年 12 月 15 日 ～令和 8 年 1 月 5 日(予定)	市民政策コメント 改定案の公表
令和 8 年 1 月 29 日 (予定)	第 3 回鳥取市緑の基本計画検討委員会 最終案・市民政策コメント実施結果について説明
令和 8 年 3 月下旬	計画改定

(2) 計画の位置づけ

本計画は、国が示す緑の基本方針である「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」を指針とし、鳥取市総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画、その他関連計画との整合を図りながら定め、本市の今後の緑に関する基本的指針として活用していくものです。



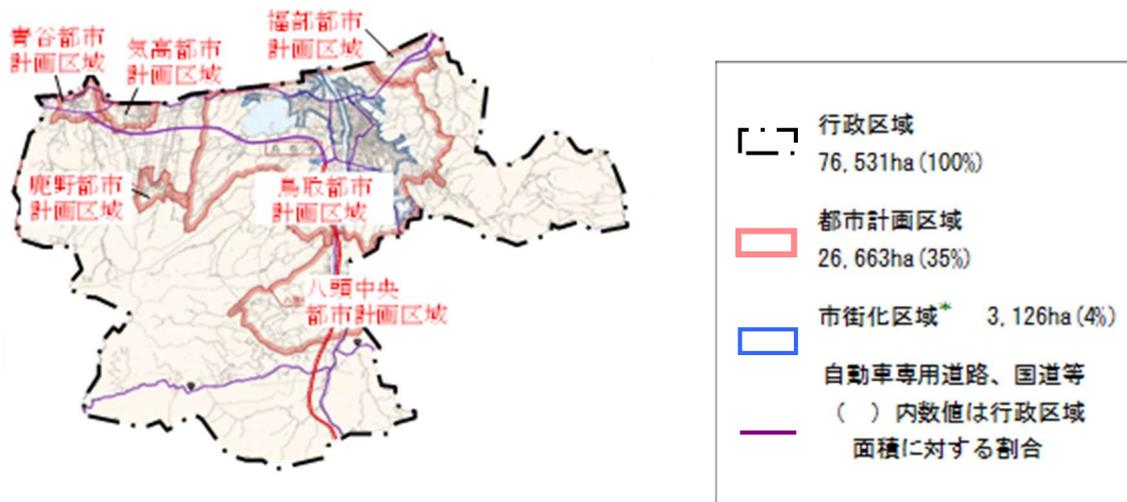
(3) 対象期間

本計画の対象期間は、令和8年度から令和22年度までの15年間とします。

また、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、社会情勢の変化や取組みの進捗状況などに応じて、適宜見直しを行います。

(4) 対象範囲

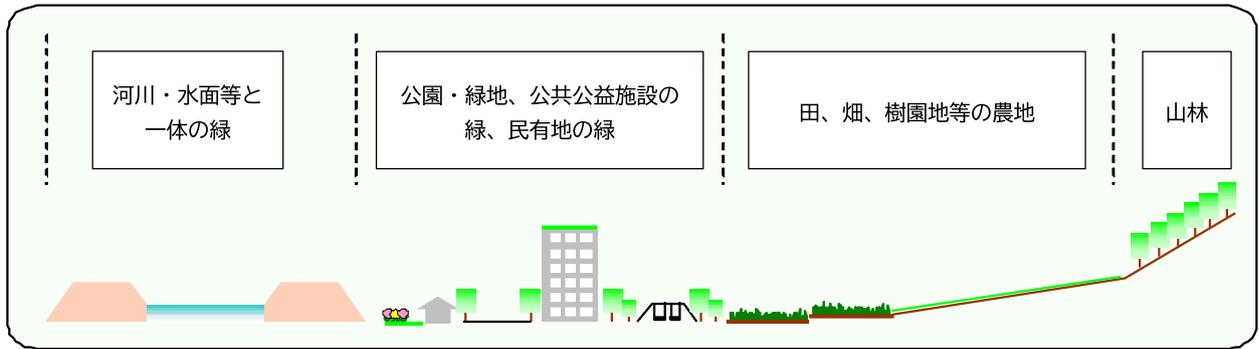
本計画の対象範囲は、原則として都市計画区域を基本としますが、周辺地域との緑の連続性や広域的なまちづくりを進めるため、都市計画区域外も対象とします。



(5) 対象とする緑

対象とする緑は、都市緑地法第3条第1項で示す「緑地」(樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。))が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの)と同義とします。

また、「緑化」された個人の空間もまちの緑を構成する自然的環境の一つであるため、民有地も含むすべての緑が対象となります。



(6) 緑の役割

緑は、自然環境の主要構成要素の一つであると同時に、人間の生活環境要素としても重要であり、様々な機能を持っています。都市における緑の機能は、次の4つに分類することができます。



2. 改定の方向性

(1) 改定の背景

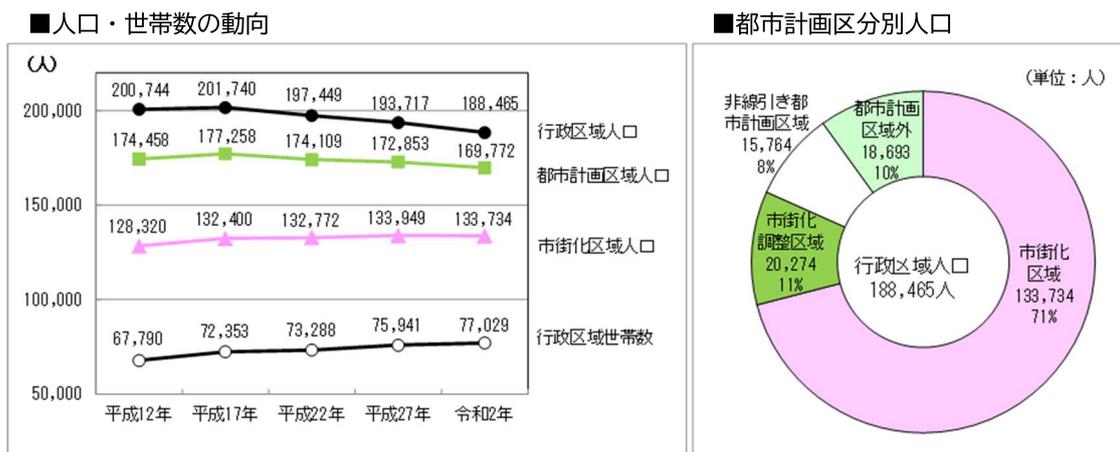
- ① 目標年の到達
 - 前回計画（H21.4 策定）の目標年に到達
 - 目標水準、施策等の見直しが必要
- ② 都市緑地法等の改正
 - 気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向け、令和6年11月に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」への対応
- ③ 上位・関連計画の改定
 - 都市緑地法の改正（令和6年）を踏まえ策定された「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（緑の基本方針）への対応
 - 鳥取市総合計画、鳥取市都市計画マスタープランが改定されており、将来像や施策などへの対応及び整合
- ④ 社会情勢の変化
 - 生物多様性の保全、SDGsの実現、地球温暖化対策の推進、グリーンインフラの推進、インフラ老朽化への対応

(2) 現況の評価・検証

① 本市の状況

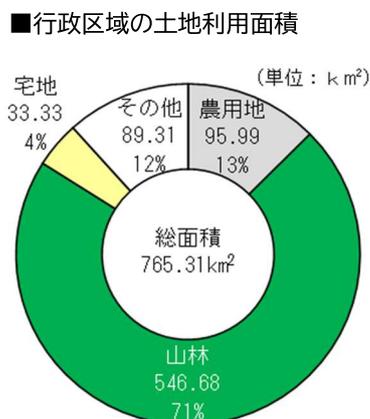
(ア)人口動態

本市の人口は減少、世帯数は増加傾向にあり、令和2年の国勢調査では各々188,465人、77,029世帯となっています。また、市街化区域人口は133,734人と行政区域の約7割を占め、多くの人が市街化区域で暮らしています。



(イ)緑地面積¹

本市全域における緑地面積は、緑地の大部分を占める山林や農地等が 642.67K m²と、市域面積 765.31K m²の約 8 割を占めています。



(ウ)緑被率²

市街化区域における緑被率は 11.8%と、国が目標とする「市街化区域における緑被率 3割以上」を下回っています。(資料 1 参照)

緑被率は鳥取駅北側が低く、旧城下町エリアを含む市街地に緑が少ないことがわかります。(資料 2 参照)

(エ)公共施設の緑化率

公共施設の緑化率は 15%となっています。

(オ)都市公園の整備水準

都市公園の整備水準は 13.6 m²/人と、国が目標とする 10 m²/人を上回っています。

② 「鳥取市緑の基本計画検討委員会」での意見

- 市の関連計画だけでなく、鳥取県や近隣自治体との連携も重要となる
- 本計画が様々な計画にも反映され、まちづくりに具体的に活かされるよう、実効性を高めることが重要
- 市街地と農山村部等では緑の状況が異なることから、それぞれ違う取組みが必要
- 緑化推進にあたっては、私有地（個人住宅や企業）に対するアプローチが必要
- 中心市街地は特に緑が少なく、都市環境・まちの魅力向上のためにも緑の創出が必要
- 少子高齢化が進む中で、今後の公園の維持管理や、新たな活用方法等の検討が必要
- 維持管理のサポート体制についても検討が必要

¹ 緑地面積とは、「緑地」と定義された「個々の土地」の合計面積です。

² 緑被率とは、都市や地域内で「樹木、草、芝生、農地などの緑が地表を覆う割合」を示す指標です。

③ 市民アンケートの実施結果 (R7.11.12 集計時点)

対象者：満16歳以上の市民1,000人

回答数：372通（回答率：37.2%） ※未集計含む回答数：376通（回答率37.6%）

実施期間：令和7年10月24日～令和7年11月3日

- 緑への関心は高く、82%の方が関心をもっている。
- 本市全体の緑に対して、35.5%が満足、48.1%がどちらでもない、14.8%が不満と回答している。
- 本市の緑の量は、10年前と比較して変わらないが、ちょうどいいとされており、積極的に増やすのではなく現状を維持していくとする意見が59.9%と多く、今ある緑を適切に維持管理していくことが求められている。
- 本市の緑の質は、満足が26.3%しているが、全体の緑に対する満足度と比較して低くなっていることから、質の向上が求められている。不満とする具体的な内容は、「維持管理」「雑草・荒地・耕作放棄地」などに関するものが挙げられた。
- 住まいの地域に必要な緑は、「景観に関する緑」とする意見が多く、また、重点的に保全していくべき緑は、「都市環境を保全する市街地の緑」とする意見が多く、緑を活かした質の高い都市空間の創出が求められている。
- 緑の保全・創出は、「市民と行政が協力して進めていくべき」とする意見が53.2%と多く、市民と行政の協働による形が求められている。
- 公園の利用頻度は低く、屋根やベンチなどの休憩施設について不満とする意見が多くあった。市民ニーズへの対応、公園の魅力向上、既存ストックを有効活用していく取り組みが必要。

(3) 改定の方向性（見直しの視点）

① 量から質への転換

- 人口減少・限られた財源の中で、「量の確保」から「質の向上」へ
- 景観向上、既存ストックの有効活用、マネジメント強化

② 緑の多様な機能の活用

- グリーンインフラ³の推進（環境保全、レクリエーション、景観、防災・減災、気候変動、生物多様性保全）

③ 官民連携

- 計画推進のための民間事業者や市民等との連携
- 協働型まちづくりの推進

³ グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能な社会資本整備や土地利用を進める取組のことです。

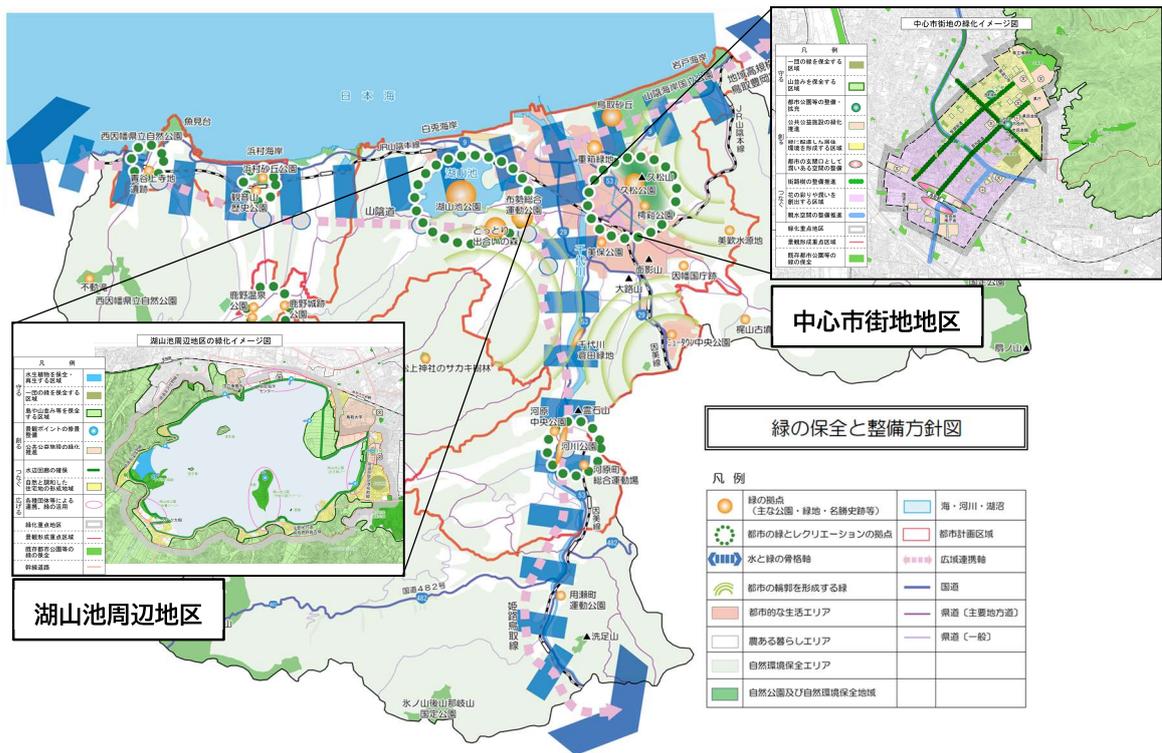
3. 計画の基本方針

(1) テーマ

みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑

(2) 緑化重点地区

本市における特徴的な地域特性を有し、まちを形づくる上で重要な以下の地区について、前回計画に引き続き緑化重点地区として位置づけます。



(3) 目標水準

本計画の取組みを総括し、達成状況を評価するものとして、以下の2つを目標値として定めま

目標水準	現状値 (R7)	目標値 (R22)
・ 市街化区域における緑被率	11.8%	現状以上
・ 緑に関する満足度	35.5%	40%

4. 計画推進に向けた方針

基本方針1	みんなで <u>守る</u> 豊かな緑
<ul style="list-style-type: none">■ 各種法や制度を活用して、里山や市街地周辺の緑を保全します。■ 長い年月をかけて培われてきた鳥取市の美しい原風景や緑の景観を保全します。■ 市民が気軽に自然に親しむことのできる緑の環境整備に努めます。■ 生物多様性に配慮した、自然環境の保全・管理に努めます。	
《主な施策》	
<ul style="list-style-type: none">○ 森林の維持・保全○ 農地の維持・保全○ 河川・湖沼の保全○ 生物多様性の確保<ul style="list-style-type: none">・ 里山保全の推進・ 環境保全型農業の推進○ 自然景観・都市景観の保全<ul style="list-style-type: none">・ 再生可能エネルギー施設への景観誘導○ 公共施設の緑化推進<ul style="list-style-type: none">・ 景観評価による質の向上○ 民有地の緑化推進<ul style="list-style-type: none">・ 地域や企業の緑化支援	

基本方針2	みんなで <u>活かす</u> 緑の機能
<ul style="list-style-type: none">■ 緑地等の整備において、緑が持つ様々な機能の活用を図ります。■ 彩りや潤い、安らぎ、癒しのあるまちなみの創出に努めます。■ 誰もが使いやすく、地域の個性を生かした公園の整備に努めます。	
《主な施策》	
<ul style="list-style-type: none">○ 公園の整備・管理<ul style="list-style-type: none">・ 公園のバリアフリー化・ 市民ニーズへの対応・ 公園利用の促進・ 防災拠点としての整備○ グリーンインフラの推進<ul style="list-style-type: none">・ 保水機能の維持・ まちの魅力向上・にぎわい創出	

基本方針3	みんなで 支える 緑の輪
<ul style="list-style-type: none"> ■ 普及・啓発活動を通じて緑に対する意識を醸成し、緑を支える人づくりに努めます。 ■ 緑の保全、創出のための支援体制や仕組みを充実させ、緑を支える組織づくりに努めます。 ■ 市民・事業者・行政の協働による緑に関する活動を推進します。 	
<p>《主な施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境学習の推進 ○ 緑を育む人材育成 ○ 市民団体への支援 ○ 市民参加の仕組みの充実 ○ 自然とふれあう空間づくり ○ 農林業体験の提供 	